

議案第 10 号

太宰府市税条例の一部を改正する条例について

太宰府市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年 2月26日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市税条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市税条例（昭和39年条例第162号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。